

# 一般社団法人日本オーストラリアン・ラブラドゥードル協会 令和 7 年度 事業計画

令和 7 年 3 月 31 日作成

協会名 一般社団法人 日本オーストラリアン・ラブラドゥードル協会

代表者名 寺田 剛

所在地 〒101-0054 東京都千代田区神田錦町二丁目 2 番 1 号 KANDA SQUARE 11F

電話番号 03-4400-3022

設立年月日 平成 24 年 4 月 17 日

事業内容 AL の血統の保護と改良及び純血種の認定に向けた活動

事業内容 AL の血統登録ならびに繁殖犬籍簿の管理及び血統書の発行

事業内容 会員間の親睦を図る行事の開催及び啓蒙普及を図るイベントなどの実施

## はじめに（今後の中長期の活動方針について）

2025 年 3 月末現在、一般社団法人日本オーストラリアン・ラブラドゥードル協会（Australian Labradoodle Association Japan、以下 ALAJ という。）に登録された日本におけるオーストラリアン・ラブラドゥードル（Australian Labradoodle、以下 AL という。）は、累計 6,444 頭に達し、認知度の向上とともに、認定ブリーダーを希望する声が増加状況にあります。

この状況を踏まえて、ALAJ としては、これまでの協会運営の役割を一部変更し、AL の更なる発展を見据え、今後、オーストラリアの協会に倣った「認定ブリーダー」の育成事業を主軸とする方針へ、段階的な移行を検討しております。その移行期の過程として、2024 年度末については、個人会員・法人会員の皆さま宛てに、会員制度の一部変更を実施させていただきました。

ALAJ としては、これからも変わらず、AL の健全な発展に寄与する目的のもと、以下の基本方針、及び、事業計画に則り、継続的、且つ、発展的な協会運営活動を行っていく方針であります。

## 1. 基本方針

ALAJ は、日本における AL の保護育成ならびに国際畜犬連盟（Fédération Cynologique Internationale、以下 FCI という）への純血種としての完全認知の推進と共に、ソーシャルサービズドッグとしての可能性の追求や愛好家への助言や指導、啓蒙普及等、AL の健全な発展に寄与する事を趣旨としている。

また、犬種の保護育成に重要な犬籍の登録管理についても厳格に行うと共に、ALAJ に登録の上、国内で交配される全ての個体に対して、DNA 検査の結果及び股関節ならびに肘関節評価スコアの登録を義務付け、それらに基づく交配抑制により、遺伝性疾患の撲滅を図ることも大きな使命だと考えている。

さらに、日本における AL のより広い普及を行ううえで、動物愛護等の意識の高まりも踏まえ、AL の健全な発展を目指す ALAJ の立場として、厳格なブリーディング管理に基づく活動の認知・普及が責務と捉えている。

これらの使命を実現させる為に、令和 7 年度の重点課題を設定し、事業を推進する。

### （1）純血種としての FCI への登録

ALA の取り組みが、AL の原産国となるオーストラリアの畜犬団体（ケネルクラブなど）に認められ、FCI への純血種としての犬種登録に向けた取り組みについての推進を図るために、ALA 等との協力関係を更に向上させ、目標の実現に向け、ALAJ を中心とした各関係者との協力体制の構築を図る。

## (2) 認知度の向上

AL の更なる認知度の向上を図る為に、AL の特徴ならびにソーシャルサービスドッグとしてのポテンシャルを踏まえた上で、ホームページやフェイスブックを中心とした広報活動を推進し、愛好家の方はもちろん、広く一般の方々へも啓蒙するべく積極的な情報発信を行う。

また本年度は、AL の適切な繁殖にあたり、認定ブリーダーに関する制度の普及/拡大を開始する。

## (3) 犬籍登録による交配管理

国内において、ALAJ に登録の上、交配される全ての AL に対して、遺伝性疾患の撲滅に必要な全ての検査結果の登録を義務付け、健全な個体の普及を推進すると共に、ALAJ の認定するブリーダーに対して、適切な指導やアドバイスを行う。

## (4) 会員制度の再構築

基本方針にも掲げる、AL の健全な発展を目指すうえでは、協会が行う各種事業/役割も再構築が求められる時期にある。これらに伴い、一部協会の会員制度についてもあるべき姿を検討、再構築を進める。

## (5) 認定ブリーダー制度に関する制度内容の改定、及び認知・普及促進

ALAJ が目指す、AL の保護育成ならびに国際畜犬連盟への純血種としての完全認知、健全な AL 及び活動の発展のためには、各個体における DNA 検査の適合性、及び股関節ならびに肘関節などのスコア評価、また、これらを基とした遺伝性疾患の撲滅のうえで AL を広く普及していく必要がある。

このための活動として、現在の認定ブリーダー制度に関する制度内容の改定、及び、広報活動による認定ブリーダーの普及を目指す。

## 2. 事業計画の概要

### (1) AL の純血種としての確立推進事業

AL の FCI への犬種登録を推進するべく、交配時のグレーディング・スキームの徹底を図る為に、ALAJ の認定するブリーダーに対して実施する指導及び支援内容の検討を行う。

### (2) AL の登録及び管理に関する事業

3 世代の血統情報を含む、犬籍の登録・管理を行い、それらの情報に基づき、血統書及び登録証明書等、各種証明書を発行する。

### (3) 優良ブリーダーの認定事業

基本方針に則り、ALAJ のガイドラインの見直し、必要な改定箇所の検討、及び、準じた適切な交配育成を行う優良ブリーダーを認定ブリーダーとして登録する為の、各関係者との協力体制の構築、並びにその準備を行う。

特に 2025 年度より、これらを認定事業のパイロットとして位置付け、重点的検証を開始する。

なお、ALAJ としては、これらの認定事業に関し、AL の血統、及び、品質を高い基準で維持、向上させることを目的に、認定する基準についても、その趣旨に則り、相応の高い基準を設け、細かな施設基準、検査項目、定期的な監査の受入れ義務などを課す予定であり、不適格と判定するブリーダーへは厳に認定を行わない。

また、現時点では、上記観点より、適切で継続的な管理能力を求める為、認定ブリーダー登録は「法人」を予定し、「個人」に対する認定は行わない予定でいる。

今後も AL の健全な発展に全力を費やし、適切なブリーダーに対して認定を行っていく。

### (4) イベント&セミナー事業

2025 年度については、これまで通り、会員ならびに一般を対象とした各種イベントやセミナーを開催する。また、啓蒙普及だけではなく、AL ファンと ALAJ 事務局との意見や情報の交換の場となるよう配慮する。

現時点では、合計3回のイベントを以下の通り予定している。

- ① 2025年11月～12月頃 : 関西エリアでの実施を予定
  - ② 2026年1月～2月頃 : 九州エリアでの実施を予定
  - ③ 2026年2月23日 : 株式会社フリーステッチ主催イベントに、ALAJとして協力、参加を予定
- ・日付: 2026年2月23日(祝)
  - ・場所: 吉見総合運動公園(埼玉県)
  - ・主催: 株式会社フリーステッチ

これら、上記のイベントについては、詳細が決定し次第、適宜会員へ案内を行う。

なお、現在は「予定」の為、場合により変更になることがある。

また、2026年度以降については、ALAJとしてのイベント及びセミナーの在り方を再度検討していくことを予定している。

#### (5) セラピー犬、及び、ソーシャルサービスドッグとしての啓蒙事業

ALの高い知能とアレルギーを発症させにくいアレルギーフレンドリーなど「優れた特質」を活かし、各地で進められているセラピー活動、及び、補助犬をはじめとするソーシャルドッグサービス活動に関する効果などを広報し、ALの資質/特質を広く一般へ伝えていく。

#### (6) インターネットを活用した普及促進事業

ホームページやフェイスブックを効果的に利用し、ALの魅力やALAJの提供する各種サービス、独自の取り組みに関する情報発信等、魅力的なコンテンツの作成と運営を行う。

#### (7) 刊行物などによる普及促進事業

会員の要望に応えた、特典品を制作する。

なお、昨年度まで発刊していた企画・制作会報誌については、昨年度末の最終号を以って廃刊としており、今年度の新たな発刊は行わない。

#### (8) 協会に所属する会員の管理に関する計画

2025年度の個人会員については、年会費無料として運営を行っているが、2026年度以降の会員制度については、その在り方を見直していくことを計画する。

法人会員については、2025年3月末を以て、これまでの形での法人会員制度は終了としている。今後、認証事業のパイロット検証を経て、体制が整い次第、改めて募集を予定する。

なお、詳細は各会員に対して適切な時期に案内を行っていく予定である。

### 3. 各委員会活動計画

#### (1) 理事会

全ての事業活動における各種業務について、その内容を討議し、運営の健全性を守り、維持する役割を担う。又、行政や関係団体との連携・調整を行う際もその必要性を最終判断する。

#### (2) 入会審査委員会

ALAJへの入会申し込みのあった個人及び法人の審査を実施すると共に、審査のあり方を検討し、その内容の充実を図る。

#### (3) 広報委員会

AL及びALAJについて、一般への啓蒙普及を念頭に、年間の活動計画について策定する。

以上